

動物を数える助数詞

— 日本語の助数詞の源流について —

On Japanese Numeral Classifiers Used for Counting Animals
— A Study of the Origin of Japanese Numeral Classifiers —

三 保 忠 夫

Tadao Miho

〔キーワード 助数詞 類別詞 量詞 古代語 外来語〕

はじめに

動物類を数える助数詞を視点として、中国古代の助数詞（量詞）と日本古代のそれとを比較・照合し、日本語における助数詞の源流を探ってみたい。これは、日本にもたらされた漢字文化の源流を、より具体的に求めようとする試みでもある。

ここにいう中国古代とは、竹・木簡資料の得られるその秦・漢の時代前後から、魏・晉、南北朝時代を経て、隋・唐代前後までを含める。日本古代とは、文字資料の残り始める時代から、奈良時代、平安時代前後をいう。中世以降に触れることもあるが、重点を置くものではない。日

本における通史的考察は別途に行う。

一般的にあって、中国の文言文には助数詞（量詞）が用いられない。従って、文献を通して中国古代におけるその用例を入手することは容易でない。だが、人々の生活と比較的密接に関わってきた動物類ならば、文献に取り上げられることもあり、助数詞の用例も得られるかも知れない。以下には、次の動物類を対象とし、調査を行ってみよう。

- | | | | |
|--------|----------|-------------|--------|
| (一) 馬 | (二) 騾 | (三) 驢 | (四) 駱駝 |
| (五) 羊 | (六) 牛 | (七) 犬・狗 | (八) 鳥 |
| (九) 魚 | (一〇) 猪・豚 | (一一) 象 | (一二) 鹿 |
| (一三) 兔 | (一四) 鼠 | (一五) その他の動物 | |

以下に用例を引くにつき、へく印は、底本に割書き、／印は、原本に改行となっていることを示す。

(一) 馬

中国では、秦代の『雲夢睡虎地一一号墓竹簡』や漢代の『居延漢簡』、また、唐代の敦煌文書以下に「匹」が用いられている。

○ 有馬一匹自牧之（睡虎地一一号秦墓竹簡、五二八）

トルファン文書、敦煌文書（唐代）、『三藏法師伝』（大慈恩寺三藏法師伝）などには「疋」とも見えるが、多くは「匹」の字で見え、『三國史記』（一一四三年、金富弼編纂）でも「匹」と見える。また、「騎馬」も「匹」で数える。

○ 至十二月五日、還驛馬一疋、准麥粟五十二石。（洪池郷百姓高黒頭状、伯三九三五号、丁酉年〈九九七年カ〉、『敦煌社会経済文献真蹟積録（二）』、三一頁）

「驛馬」とは、驛馬や驢馬でなく、牝馬、草馬をいう。「帰義軍祿会群牧駝馬牛羊現行籍」（伯二四八四号、戊辰年〈九六八〉）一〇月一八日、同右『積録（二二）』、五九〇～五九五頁）では、父馬・驛馬等を「疋」、父駝・驛駝、牛等を「頭」で数えるが、ここに見える「驛一」とは、「父一」に対する牝馬、牝駝をいうものである。

なお、まれに、馬を「口」で数えることもある。

○ 伍口馬年欠（官宮牧羊祿会曆状、伯三〇二八号、吐蕃占領時期の敦煌文書、『敦煌社会経済文献真蹟積録（二二）』、五八二頁）

また、劉世儒氏によれば、馬を「頭」で数えた例があるとされる

〔魏晋南北朝量詞研究』、九二頁〕。

○ 皆用……馬六頭。（宋書、礼志）

さて、日本では、『長屋王邸宅跡出土木簡』・『正倉院文書』・『日本書紀』・『続日本紀』・『延喜式』、その他、馬を「匹」で数えている。この用例は、後に掲出する。

但し、平安時代末には、次のような例外もある。

○ 他ノ人有マ、馬ヲ一頭与ヘタリ。（今昔物語集、九一七、『日本古典文学大系』、二、二〇八頁）

原典の『冥報記』巻下には「一頭驢」「驢一頭」と見える条である（大正新脩大藏経、第五一卷、七九八頁）。

後世には、「(一)頭（ひと）」〈牛馬猪鹿又人数〉（永代節用無尽蔵、嘉永二年版、ヒ部、数量門、三九五ウ4）、「二頭（に）斃（おち）死（うま）た馬（うま）を売つて」（泉鏡花『婦系図』、『全集十』、六六九頁）といった言い方も見られる。

(二) 驛

「驛」は、驢を父、馬を母とする動物、ラバのことである。唐代の、「開元厩牧令」には、象、馬、牛、驛、驢、羊に関する規定があり、ここに、「駝驛驢、各以七十頭為群」、「驛除六頭」と見える（仁井田陞著『唐令拾遺』、六九九・七〇二頁）。

○ 象一頭。驛十頭。馬四疋（大慈恩寺三藏法師伝、五、興福寺本古点、34b）

「驛」の右に「(ウサ)キマ」との訓がある。

○ 中台東南有「玉華寺」。(中略)常有「驛三十頭」。不煩「驅策」。(広

清涼伝、上、宋延一編、『大正新脩大藏経』、五一、一一〇九頁)

日本では、『日本書紀』、また、『続日本紀』に「頭」を用いた例がある。

○ 新羅進調、従「筑紫」貢上。細馬一匹・騾一頭・犬二狗・鍔金器、及金銀、霞錦綾羅、虎豹皮、及藥物之類、并百餘種。(下略)(天武紀、朱鳥元年四月条)

新羅は、「天武紀」八年一〇月の条にも馬・狗・騾・駱駝、その他を朝貢したと見え、『続日本紀』天平四年五月一九日の条にも、「騾二頭」を献じたと見える(次項「驢」参照)。

但し、『続日本紀』には、次の例もある。

○ 新羅使人等。献「調物并騾馬牝牝各一疋」(養老三二年閏七月七日条)「騾馬」とは、ラバのことらしい。とすれば、この「一疋」につき、二様の解釈ができればよい。その一は、馬に専用の助数詞をラバにも流用したとの見方であり、他の一は、「疋」にはラバも対象とする用法があったとの見方である。「疋・匹」が「頭」の領域を侵犯していく時期は意外に早いようだが、『日本書紀』の「匹」の用法などからすると、後者の見方を捨てることはできない。「疋・匹」は、古くは、馬だけを対象とするものではないらしく、こうした古い用法が、新羅や百濟など、朝鮮半島経由で伝えられた可能性があるからである(後述)。

(三) 驢

「驢」は、驢馬、ロバをいう。中国では、『馬圈湾出土漢簡』『敦煌出土木簡』などに「匹」、『流沙墜簡』(紀元前九八〇〜紀元六七〇年)に

動物を数える助数詞(三保)

「匹」と「頭」、『楼蘭簡牘・残紙』、『吐魯番文書』、『敦煌文書』に「頭」が、それぞれ用いられている。

○ 回ノ降婦義烏孫女子ノ復君献驢一匹驛牡ノ両扶齒二歳封頸以ノ敦煌王都尉章(疏勒河流域出土漢簡)

右は、漢に下った烏孫の女子復君が献じた「驢一匹」の頸部に付された「敦煌王都尉章」(封印)である。この簡はその首に付された標識だったらしい(大庭脩著『大英図書館蔵敦煌漢簡』、二八頁)。

○ ▼右二人兵假吏貞杜驢一頭齒八歳」(侯灿著『高昌楼蘭研究論集』、801頁:033)

楼蘭出土の漢文簡牘・紙文書は、三世紀〜四世紀の年代性を有する。

○ 馬二百余匹、驢騾二百牛羊各千余頭(宋書、索虜伝、『欽定四庫全書』、38ウ)

「頭」は、「驢騾二百」も承けるのであろうか。

○ 如牛十豆、驢五豆、『吐魯番出土文書』②、阿斯塔那 3132、A 随葬衣物疏、高昌時代(五四八〜五九八年頃カ)

「豆」は「頭」の省体であらうか。

「驢」は、また、「駞」字によることもある。

○ 馬老匹、駞老頭、『吐魯番出土文書』④、阿斯塔那 117-3、B 高昌私馬長生馬行馬亭馬拾騎馬駞驢帳、延寿一四年(六三三頃)

○ 伝驢卅六頭、去七月廿一日給送帛練使司馬杜雄充使往伊州□三頭在伊州坊、程未滿。(唐總章二年(六六九)八月九月伝馬坊牒案卷、伯三七一四号背、『敦煌社会経済文献真蹟積録(四)』、四一七頁以下)

右は、伝馬坊の牒案の冒頭部である。以下に何十頭もの馬と驢に関する

る記録が行われており、中に、「廿七疋馬／五十三頭驢」(四二七頁)と見える。馬に「疋」、驢に「頭」と、明確に使い分けられているのである。

『吐魯番出土文書』の第一〇冊に収める、「唐天宝十三載(七五四)長行坊申勘十至閏十一月支牛驢馬料帳歴」(一二七頁)でも、馬は「疋」、驢と牛は「頭」と、明確に区別されている。

○ 五歳草驢一頭(鄧采施入疏、唐大中七年(八五三)八月二十六日、
『敦煌社会経済文献真蹟積録』(二二)、八二頁)

○ 定千與驢一頭(楊將頭遺物分配憑契、癸酉年(八九七)一〇月五日、
『敦煌社会経済文献真蹟積録』(二二)、一五四頁)

驢につき、以上からすれば、漢代には「匹」も用いられていたが、その後は、「頭」に移り、用法は固定したということになる。

但し、時に、次のような例もある。

○ 但可_三以_レ意推_二形模_一十二匹馬一匹驢五士無_レ馬_レ廬_二直_一廬五鞍(前
後略)(独醉雜志、八、一一オ、宋曾敏行撰、『景印文淵閣四庫全書』
子部、三四五、五七二頁)

「十八学士」(唐の太宗が、閻立本に図画せしめ、褚亮に賛を作らしめた十八人の文学の士)に関する記事であり、ここに、馬に同様、驢に「匹」と見える。右の『吐魯番出土文書』や敦煌関係の文書に見られる用法、あるいは、当時の規範的な趨勢とは異なっている。言語表現上、こうしたユレや巾は、何時でもどこでもあるかも知れないが、牧畜やその売買・仲介等を生業とするような世界と、文人墨客の世界とは、表現方法や助数詞の用法などに差異があっても不思議でなからう。

さて、日本では、『続日本紀』に驢を「頭」で数えた例がある。右の

趨勢に倣う用法である。

○ 金長孫等_レ拜_レ朝。進_二種々財物。并鷄_一鷄一口。蜀狗一口。
獵狗一口。驢二頭。騾二頭。仍奏_二請_一來朝年期。(続日本紀、天
平四年五月一九日条)

同月一日の条に、「新羅使金長孫等冊人入京。」と見える。
驢は、『日本書紀』にも見える。だが、ここでは、「匹」と「箇」が用
いられている。

○ 百濟貢_二駱駝一匹・驢一匹_一・羊二頭・白雉一隻。(推古紀、七年九
月条)

「驢」には、古訓に「ウサキムマ」(岩崎本、図書寮本)と見える。動物名や匹数は、推測すれば、まず、百済からの貢上の書面(国書)等にかくあったものではあるまいか。同時に、「驢一匹」とは、百済經由の助数詞用法であろうか。ということは、百済經由の助数詞とは、当代の中国用法に比し、大なり小なりの古色を帯びていたのであろうか。それとも、これは、その時・折に許容されたユレや巾の範囲内にあつたものであろうか。

○ 西海使小花下阿曇連類垂・小山下津臣偃僕、(割注略)自百濟還、
獻_二駱駝一箇・驢二箇_一。(齊明紀、二年是歲条)

北野本は「驢」に「ウサキ」、「二箇」に「(フタ)ツ」と付訓している。しかし、驢馬にせよ駱駝にせよ、「箇」で数えた例は、他にない。『日本書紀』における「箇」については後にも触れるが、唐代のトルファン文書・敦煌文書では、生物の人、牛、鹿、無生物の銭、梳、瓦、餅、その他を対象として「箇」が広く用いられている。右の『日本書紀』には、中国の当代的な用法が影響しているのであろうか。

(四) 駱駝

駱駝は、『居延新簡』『敦煌漢簡』『樓蘭簡牘・残紙』では「匹」で数えている。

○ 百騎亭但馬百余匹橐他四十五匹皆備賀併塞来南燔(居延新簡、破房一六八)

「橐」字は、小さいふくろを意味する。「橐他(駝・佗・它)」とは、らくだの異名である。

○ 「出芟一鈞七斤半斤」 以食長羅候壘尉史官橐他一匹三月丁未爰至煎都行道食率「三食二十二斤半」(敦煌漢簡、大庭脩著『敦煌漢簡』、五三五)

簡文は、複数筆からなる。一鈞は三〇斤。

○ 出(大麥五斗給行書民桃將飯官/駱池一匹)日五升起十二月十二日尽二十二日(Henri Maspero, No.215-LA. VI.ii.030, Recto (表))

右は、樓蘭出土の簡牘・残紙で、マスペロの報告による。孟凡人氏は、「飯」を「飲」、「駱池」を「駝他」と釈字する(549)。

○ 「上残」駝他一匹到(樓蘭簡牘・残紙、孟凡人氏、405)
『馬圈灣出土漢簡』では、次のような用法がみられる。駱駝の助数詞は揺れているのであろうか。

「匹」一馬、驢、□駝

「頭」一牛、橐佗・橐它、羊、鷹

しかし、後のトルファン文書では、駱駝、牛、驢等を「頭」で数え、

動物を数える助数詞(三保)

これは唐代の敦煌文書でも同様である。とすると、ここには、「匹」から「頭」への推移があったことになろう。

○ 私馬壹匹、駝肆頭、(『吐魯番出土文書』④、阿斯塔那 171-3、B 高昌私馬長生馬行馬亭馬拾騎馬駝驢帳、延寿一四年(六三七)頃)

○ 五月庚子移^二高麗戶^二二萬八千二百車一千八十乘牛三千三百頭馬二千九百疋駝六十頭(旧唐書、卷五、高宗下、總章二年(六六九)五月庚子、『欽定四庫全書』史部)

○ 壹萬壹仟捌伯陸拾漆圍草、壹拾頭駝、(沙州會計曆(敦煌會計曆等財政文書)、伯三八四一号背面、開元三年(七三五)カ、『敦煌社会經濟文獻真蹟積録(一)』、四一八頁)

○ 遂於百姓劉達子面上雇拾歲黃駱駝壹頭。断作雇駝價生絹陸疋。(董善通張善保雇駝契、伯三四四八号背、辛卯年(九三九)、(同右(一))、三九頁)

唐代、その前後における類例は多い。

ところで、唐末に、次のような例がある。

○ 太子少師李公諱肅(中略)到^二番国^一路^二其左右^一尽^二其所^一有^二為^一私礼^一契丹君臣果大喜命^三速遣^二公迴^一賜^二名馬百餘匹^一別賜^二駝百餘匹^一衣服器皿^一(洛陽縉紳旧聞記、二、九ウ、宋張齊賢撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、一四七頁)

唐・宋代において、このような用例は単発的、例外的な存在であるが、ここでも、助数詞は、常に、一定不変の用法下ばかりに行われるものではないと知られよう。但し、右については、やはり、先の「一匹驢」(独醉雜志、八)と同様のことが考えられよう。また、契丹(後に梁)は、モンゴル系の民族であり、こうした異民族に関わる漢字・漢文の用

例(即ち、言語事象)については、多少の注意も必要かも知れない。

日本では、駱駝を数えた例は多くないが、既出のように、『日本書紀』に、「百濟貢駱駝一匹・驢一匹・羊二頭・白雉一隻。」(推古紀、七年九月条)、「自百濟還、獻駱駝一箇・驢二箇」(齊明紀、二年是歳条)と見える。この前者は、唐代における「頭」の一般的な用法と相違し、右の『洛陽緝紳旧聞記』と同様である。しかし、中国における諸書の成り立ちと、『日本書紀』のそれとは大きく異なる。先の驢の項において推測されたようなことが、この駱駝においてもいえるのではなからうか。後者、「一箇」についても同様である。

(五) 羊

中国漢代、また、楼蘭出土の簡牘に、「頭」が用いられている。

○ 羊二千餘頭馬數十匹虜所略車師大女亟干亡求言虜使者(馬圈灣出土漢簡、九六二)

○ 黄羊一頭就去(楼蘭簡牘、木簡、101/122/C₂-108)

「黄羊」とは、蒙古地方に産する野生の羊の一種とされる。

「楼蘭簡牘」には「羊二口蒲」(前後破損)と見えるものがあるが、孟凡人氏は「袁羌羊」「蒲」「下残」(286(101))とされている。

トルファン出土文書では、家口や羊を対象として「口」がよく用いられている。

○ 取蔽天奴羊一口、供始耕(『吐魯番出土文書』②、阿斯塔那524-3、B取牛羊供祀帳、高昌章和五年(五三五))

唐代の敦煌文書、その他でも、牧羊には「口」が用いられる。類例は

多い。

○ 一、自合社^{てんじや}己後、若有不聽無量衝底三官罰羊老口、酒老瓮、合社破用。(燉煌郡等某乙社条老道(様式)、斯五六二九号、『敦煌社会経濟文献真蹟積録(一)』、二八六頁)

○ 答曰公食料中尚有羊数口食之(珍席放談、下、宋高晦叟撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四三、五四八頁)

「口」は、本来、人数、捕虜数、家口などの人口(人類)を数える。それが、南北朝の頃に、一般の動物、ことに、羊、時には、牛、鹿、鳥(鳩鳥)、更には、「口兒」的器物」を数えるようになったとされる(劉世儒氏著、八七〜八九頁)。

但し、その後の資料に、やはり、「頭」も見えることがある。

○ 釈曇邃(中略)至夏竟神施白馬一匹白羊五頭絹九十匹。呪願畢。於是而絶(神僧伝、二、『大正新脩大藏経』、五〇、九六〇頁)さて、日本では、『日本書紀』以下に、次のような例がある。

○ 羊二頭(前後略)(推古紀、七年九月条)

これは、百濟からの貢ぎ物を列挙した部分に見えるもので、先の「驢」また、「駱駝」の項でも言及した。羊に「頭」を用いているのは、やはり、唐代における当代的な用法でなく、四世紀前後より前のものといえまいか。同様の感想は、「驢」「駱駝」の場合にも得られた。

○ 大唐景球等献羊一頭。白鵝五角。(扶桑略記・裡書、延喜三年(九〇三)一月二〇日条)

『日本紀略』は、一〇月二〇日とする。

○ 大唐吳越州人蔣承勲来。献羊数頭。(日本紀略、承平五年(九三三)九月一条)

○ 此日。太宰府貢「上羊二頭」。是大唐商人所「献也」。(本朝世紀、天慶元年〈九三八〉七月二一日条)

○ 又上卿奏「賑給奏」。爰上卿召「藏人所」羊二頭。於「軒廊柱」繫令「左近陣官折」集木枝葉「令」飼之。(本朝世紀、天慶二年六月四日条)

○ 引「見大宋国商客所」献之羊三頭。(百鍊抄、承暦元年〈一〇七七〉二月二八日条)

右を引見したのは、白河天皇である。これらの記事からすると、羊も、献上に値する珍獣の一つであったのであろう。承安元年七月二六日の条にも「進羊五頭。麝一頭於院」と見える。

右は、いずれも唐人・宋人の献上した羊に関する例である。これらは牧羊としての羊ではなく、いわば鑑賞用であったかと思われる。

(六) 牛

中国古代には、「匹」「頭」で数える。

○ 牛一匹名黒(江陵鳳凰山八号漢墓竹簡、86)

この資料は前漢初期のもので、「馬」「騎馬」にも「匹」が用いられている。

○ □牛二頭 二月甲戌南入(居延簡牘、41・28)

「居延簡牘」の紀年簡には、前漢の武帝元朔元年(紀元前一二八年)から後漢の和帝永元一〇年(紀元九八年)までのものがあるが、多いのは、前漢の昭帝、宣帝、元帝、成帝の頃(紀元前八七年から同八年の頃)の木簡であるとされる。

右は、漢代の用例である。三、四世紀にも、次のような例がある。

○ □「羊カ」牛二匹「下残」(楼蘭簡牘・残紙、孟凡人氏、322)

この資料では、駱駝・牛を「匹」、驢・牛を「頭」、羊を「口」で数えている。牛の助数詞は揺れているようであるが、この後の時代になると、牛には「頭」を用いることになったようである。

○ 蘭事雖「不」諒、義足「嘉也、今賜」牛一頭、(魏書、武宣下皇后伝、『和刻本三國志(一)』、一三三頁)

○ 無「居宅」惟畜露車有「牛一頭」(晉書、王尼伝、『景印文淵閣四庫全書』二五五冊、八三九頁)

右は史書であり、次は墓磚、文書である。

○ 元璽四年(中略)清酒七百斛、牛犢二百頭(河北省定県大手屯村出土前燕元璽四年〈三三七〉刻字墓磚、『文物』、一九八一年、第三期七七頁)

○ 外□□年一頭載致、流押牛□去、(『吐魯番出土文書』①、阿斯塔那335、B翟彊辞為負麦被押牛事、北魏縁禾五年〈四三六〉頃)

○ 牛一頭黒特大、(瓜州効穀郡?)計帳、斯六一三号、西魏大統一三年〈五四七〉、『敦煌社会経済文献真蹟積録(一)』、一一三頁)

○ 合同前月日見在孳生犍子惣式拾式頭(中略)／合同前月日見在駝惣老拾式頭(中略)／合同前月日見在驢惣肆老拾捌頭、並父。(前後略)(燉煌郡會計牒、伯二八六二号背・伯二六二六号背、唐天宝年間〈七四二〜七五五〉、『敦煌社会経済文献真蹟積録(一)』、四七〇頁)

○ 惟取「牛十頭」擬「軍士」。(統高僧伝、二二、唐道宣撰、『大正新脩大藏經』、五〇、六一五頁)

動物を数える助数詞(三保)

唐代でも同様であり、左記も同じである。

- 使還「平壤」。収「靺鞨三千三百人」悉坑^レ之。獲「馬五萬匹、牛五萬頭、明光鎧萬領」。(三國史記、高句麗本紀第九、宝臧王四年(六四五年)四月条)

但し、時に、次のような「口」を用いた例がある。馬にも、類例があった。

- 馭「牛馬七萬餘口」、交市、(魏書、烏丸鮮卑東夷伝、『和刻本三國志(二)』、五七九頁)

以上につき、日本でも、牛は、原則的に「頭」で数えている。

- □^レ牛一頭□^レ八文(長屋王木簡、SD4750溝 (92)・(8)・6 6081 TB11)

- 凡畿内置「官田」。(中略)每「二町」配「牛一頭」。其牛令「一戸養」一頭。(令集解、田令)

- 乳牛壹拾參頭(但馬国正税帳、天平九年(七三八)、『止倉院文書』、二、六四頁)

- 牛玖頭(法隆寺伽藍縁起流記資財帳、天平一九年二月一日、『同右』、六一五頁)

- 新羅遣「使進」調。別獻「水牛一頭・山鶏一隻」。(天智紀、一〇年六月条)

- 毎「年殺祀」之「一牛」、合殺「七頭」、七年祭畢、(日本靈異記、中五、『日本古典文学大系』、一八四頁)

- 磐嶋云、我家有「斑牛二頭」、以之進故、唯免我也(日本靈異記、中二四、同右、二四八頁)

- 東大寺進「入牛七十頭馬卅疋治田廿町稻四千束」(日本靈異記、下

二六、同右、三九四頁)

- 凡作「園所」須牛十一頭。(延喜式、内膳司、八七八頁)

- 黄牛二頭・童女一人相具候、(御堂関白記、長和五年一〇月二〇日)

この他、「馬五十疋以上。牛五十頭以上。」(公式令)、「駒二疋。犢三頭。」(厩牧令)のように、馬と牛は「疋・匹」と「頭」で言い分けられる。また、牛の別称の場合も、「桃林一頭」(桂林遺芳抄、永正二二年成、『群書類従』、二七五頁)のように「頭」が用いられる。

そうした内、牛に「疋」を用いた唯一の例として左記が挙げられる(峰岸明著『平安時代古記録の国語学的研究』、六三九頁)。

- 自志良庄臨時牛二頭進上之、一疋(黒、小額白)二疋(小斑) (後一条師通記、寛治七年四月二八日条)

牛にも、こうした注記(割書き)は施されるから(御堂関白記、寛弘六年一二月一〇日など参照)、やはり、牛に「疋」を用いた例となろう。『源平盛衰記』には、「牛四五百匹取集テ」とも「四五百頭ノ角ニ」とも見える(二九)。

ドンケル・クルチウスの『日本語文典例証』(一八五七年刊)には、鹿や豚に「カシラ、kasira」、「動物(馬、牛、鳥、魚)」に「匹または、疋ヒキ」を用いると見える(三沢光博訳、昭和四六年、明治書院、一一〇頁)。こうした後世になると、馬にも「頭」、牛にも「匹」といった通用、あるいは、混用が行われるようになる。

(七) 犬・狗

中国古代には「枚」で数える。

- 入狗一枚 元康四年二月己未朔己巳佐建受右前部(下略)(居延簡牘、5・12)
- 買狗四枚(同、246・40) こうした前線基地では、狗は官畜であり、主に、軍用犬として用いられたらしい。
- 三国時代には、これを「頭」で数える。
- 当「得」稻糠黄色犬一頭、好馬二疋、(魏書、華佗伝、『和刻本三国志(一)』、五五二頁) 次の例も参照されよう。
- 馳馬驢羊鷄苟(狗カ)一千頭(『吐魯番出土文書』⑥、阿斯塔那291、A 随葬衣物疏、唐永徽二年(六五二)頃) 後の資料だが、左記にも同様の用法がある。
- 遣「王族志滿朝」唐。献「小馬五匹、狗一頭、金二千兩、頭髮八十兩、海豹皮十張」。(三国史記、新羅本紀第八、聖徳二九年(七三三)〇二月条)
- 先時遣「王姪志廉謝恩」。献「小馬兩匹、狗三頭、金五百兩、銀二十兩、布六十匹、牛黄二十兩」(下略)(同、新羅本紀第八、聖徳三三年(七三四)四月条)
- 嘗養「犬一頭」兩耳患「聾」。(統高僧伝、二〇、『大正新脩大藏経』、五〇、五八九頁)
- 旧養「驚犬一頭」。并一寺内鼠乃有「数千」。毎日来集。犬鼠同食。庭中填满。道俗共觀。(同右、二五、同右、六六〇頁)
- この伝記(記事)は『神僧伝』巻六にも収められ、同一字句が踏襲されている(『大正新脩大藏経』、五〇、九八七頁)。
- 日本では、犬は、「頭」、また、「口」「狗」で数える。
- 犬六頭料飯六升瘡男
- ・ 六月一日麻呂(長屋王木簡、SE4770井戸、165・23・5 6011 TG26)
- 又犬四頭飯八升/受加佐乎(下略)(長屋王木簡、SE4770井戸(175)・25・3 6019 TG26)
- 長屋王の邸宅では、色々な動物に混じって数頭の犬が飼育され、飯が支給されていた。同様の木簡は、他にも出土している。
- 貢上犬老拾伍頭(筑後国正税帳、天平一〇年(七三九)、『正倉院文書』、二、一四八頁)
- 『三国志』でも犬に「頭」を用いているから、この用法は、南北朝時代の前後、朝鮮半島を経て日本に伝えられたのではなからうか。犬には、また、「口」も用いられている。
- 若翁犬一口米一升 受小自〇(下略)(長屋王木簡、206・20・2011)
- 御馬屋犬二口米一升(受乙末呂/古万呂)(長屋王木簡、(163)・22・3 019)
- 「若翁」は、長屋王の子供など、年少の王族をいうかとされる。助数詞としての「口」につき、総合的に調査してみなければならぬが、この用法も、朝鮮半島経由で伝えられたのであろうか。というのは、犬を「口」で数えた類例として次があるからである。
- 蜀狗一口。獵狗一口。驢二頭。騾二頭。(前後略)(統日本紀、天平四年五月一九日条)
- これは、新羅使の献上品であり、先の「驢」の項で詳しく引用した。

○ 淳和天皇、覽^レ越前国所^レ進渤海国信物。并大使貞泰等別貢物。又契丹大狗二口・倭子二口。在前進^レ之。(類聚国史、卷一九四、渤海下、天長元年(八二四)四月一七日条)

「倭」とは、子犬をいう。これらは渤海經由で渡来したのであろう。

『日本書紀』では、「頭」と「狗」が用いられている。

○ 新羅王献物、馬二匹・犬三頭・鸚鵡二隻・鵠二隻及種種物。(天武紀、一四年五月条)

○ 新羅進^レ調、從^レ筑紫貢上。細馬一匹・騾一頭・犬二狗・鏤金器、及(下略)(天武紀、朱鳥元年四月条)

天武八年一〇月の条にも新羅から狗・騾・駱駝の類が朝貢されたとある。名詞としての「狗」は、随所に見えているが、助数詞としての「狗」は、これだけである。

『日本書紀』や『続日本紀』、また、『三国志』でも、「狗」字は「犬」字よりよく用いられている。だが、助数詞の例は、まだ、見出していない。

「頭」の例は後の資料にも見える。

○ 今朝北四位少将家中犬吠入小兒也、胸上手二頭相連也、(中右記、保安元年(一一二〇)三月三〇日)

なお、鷹狩りの折に用いる犬を「牙」で数える。これも中国出自の用法であろう。

○ 既而太上天皇。以^レ鷹鷄各二聯嗅鳥犬四牙。献^レ于天皇。(続日本後紀、承和元年正月二日条)

後に「疋・匹」を用いた例も見えるが、これは日本的な後世の用法であらう。こうした用例については、改めて検討したい。

○ 中門の下より犬一疋走出^レてほゑけるを(古今著聞集、九、『日本古典文学大系』、二七四頁)

○ 国々ノ守護国司・所々ノ一族大名、十疋二十疋飼立テ、鎌倉へ引進^ス。(太平記、五、同、一六三頁)

(八) 鳥

中国漢代には、「枚」「頭」「隻」の三様の数え方がある。

○ 鶏一枚(居延新簡、破探二31)

○ 最凡鶏九十枚(居延新簡、破探四13)

後漢の王充撰『論衡』にも次がある。

○ 伝書称、魏公子之徳、仁惠下^レ士、兼及^レ鳥獸、方與^レ客飲、有^レ鷓鴣擊^レ鳩、(中略)即使^レ人多設^レ羅、得^レ鷓數十枚、責讓^レ以^レ擊^レ鳩之罪(書虚篇、『諸子集成』、七、一九七八年、重印、中華書局、三八頁)

鷓鴣も「枚」で数えている。

鶏卵も「枚」で数えている。

○ 入小畜鷄一鷄子五枚(元康四年二月己未朔己巳佐(下略)(居延漢簡、10・12)

『冥報記』などにも類例がある。

「頭」「隻」の例は左記である。

○ 買鷹一頭/駅騎驢一匹(前後略)(馬圈湾出土漢簡、八四九)

○ 孫併取鷄一隻(居延新簡、破探四二206)

○ 出百八十買鷄五隻(前後略)(居延新簡、破探五一223)

『三国志』等には、雉、白鶩、青蠅などに「頭」を用いた例がある。

- 一日射雉、獲_二六十三頭_一、(魏書、太祖、二五年、二二〇)正月
 条、『和刻本三國志(一)』、五〇頁)
- 乃曰、実不見_レ有_レ鬼、但見_三一頭白鷺立_二墓上_一、(吳書、劉惔伝、
 『和刻本三國志(二)』、九四九頁)
- 見_下青蠅數十頭來在_二鼻上_一、驅_レ之不肯_上去、(魏書、管輅伝、『和刻
 本三國志(二)』、五六四頁)
- 孔雀三千頭遣_二送秣陵_一、(晉書、陶璜伝、『景印文淵閣四庫全書』、
 二五五冊、九四五頁)
- 『統高僧伝』(唐西明寺道宣撰)では鳥類に「頭」を用いる。
 ○ 初至_二州西_一。有_二白鶴數十頭_一。當_レ於輿上_一旋繞數匝。久之而逝。
 (二一〇、『大正新脩大藏經』、五〇、六一一頁)
- 又感_下白虹兩道連_二龜柩所_一。白鳥_二頭翔_一鳴柩上_一。至_二于龜所_一廻
 旋而逝。(二五、同、六五五頁)
- 大鳥六頭旋_二繞雲間_一。閉訖俱散。(二六、同、六六八頁)
- 及_二下塔時_一。白鶴九頭飛_二翔塔上_一。下_レ函既了。方乃北逝。(二六、
 同、六七〇頁)
- 又見_二双樹黃雀一頭及以光雲師子等像_一。(二六、同、六七五頁)
 唐の歐陽詢撰『芸文類聚』(中文出版社)の「鳥部」にも、「安金鳳凰
 二頭」(九〇、鳳、一五五九頁)、「左右捕得鶴_二百餘頭_一」(九一、鶴、一
 五八九頁)などと見えている。
- 「隻」につき、劉世儒氏は、左九嬪の「白鳩賦」、『世説新語』・「德行
 篇」注、『述異記』・卷上、『魏書』・「鄯善國伝」に見える用例を引き、
 南北朝にはこれが相当に通行したと述べられている(一一三頁)
 『芸文類聚』にも次がある。
- 列仙伝曰、蘇耽去後、忽有白鶴十數隻、(九〇、白鶴、一五六五頁)
 唐代から宋代以後にも、次のようである。
- 周公祿諸妓(中略)賞金鳳凰一隻(雲仙雜記、一、唐馮贇撰、『景
 印文淵閣四庫全書』、子部、三四一頁)
- 鴛鴦失伴、老隻孤飛。(投社人状、伯二四九八号背、後唐天成三年
 <九二八>後カ、『敦煌社会經濟文献真蹟積録(一)』、二九五頁)
- 其時僕妾輩並無_レ所_レ覺惟有_二鸚鵡一隻_一在_二堂前架上_一(開元天宝遺
 事、一、五代王仁裕撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四一頁)
- 唐温璋為_二京兆_一(中略)凡_二三度挽掣乃見_一鴟一隻(北夢瑣言、一
 〇、宋孫光憲撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、六九頁)
- 開元十八年。(中略)有_二群飛白鶴_一。凡_二二十二隻_一。徘徊(下略)(広
 清涼伝、中、宋延一編、『大正新脩大藏經』、五一、一一一七頁)
- 至正戊戌正月初三日錢塘盧子明家白鷄伏_レ雖九隻内一隻_二三足二足
 在_レ前一足在_レ後越_二三日_一而死(山居新話、四、元楊瑀撰、『景印
 文淵閣四庫全書』、子部、三四六、三三四頁)
 右は、元代の用例である。
- 鳥の二隻(二羽)には「雙」を用いる。
- 白雀。／右唐咸亨二年、有百姓王会昌於平康鄉界獲白雀一隻、馴
 善不驚、当即進上。(沙州都督府図経殘卷、伯二〇〇五号、「甘肅瑤」
 の条、『敦煌社会經濟文献真蹟積録(一)』、一九頁)
- 及_二当下日_一、白鶴兩隻飛_二旋塔上_一。覆訖方逝。(統高僧伝、二六、
 『大正新脩大藏經』、五〇、六七五頁)
- 正当_二墓上_一。白鳥一隻翱翔緩飛。繞_レ塔而轉。(統高僧伝、二六、
 同、六七五頁)

さて、日本の古代には、鳥は「隻」「翼」「羽」「口」、及び、「頭」で数え、「枚」は用いない。

○ 鶴二隻米四升〈受□万呂 / 〉 / (略) (長屋王木簡、139・28・2 011)

○ 〇左京職 進〈鶏一隻 馬六三村 / 雀二隻 鼠一十六頭〉

○ 〇 天平八年四月十四日 / 従六位上行少進勳十二等百濟王「全福」(長屋王木簡、139・35・4 011)

○ 〇 〇左京職 進〈雀廿五隻 / 鼠一十九頭〉

○ 〇 〇 天平八年四月十三日 / 従六位上行少進勳十二等百濟王

「全福」(長屋王木簡、200・35・4 011)

長屋王邸では、鶴は、ペットとして飼われていたらしい。鶏、馬六、雀、鼠は、鷹狩りの鷹の餌、雉や鴨は、食用であろう。

『日本書紀』では、鳥類(二二例)、船舶(二〇例)、矢(三例)を「隻」で数える。

○ 越国貢「白鳥四隻」。(仲哀紀、元年閏一二月条)

○ 新羅王献物、馬二匹・犬三頭・鸚鵡二隻・鶴二隻及種種物。(天武紀下、一四年五月条)

○ 相模国司、献「赤鳥鸚二隻」。(持統紀、六年五月条)

この他、鴻、孔雀、白雉、山鶏も「隻」で数え、岩崎本、図書寮本、北野本などの古写本は、「一隻」、「二隻」、「十隻」と和読している。

『延喜式』にも、「鳳形九隻」、「鳳像九隻」、「雉羽四百廿隻」と見える。

○ 得ル一隻ノ鳥者也(高山寺本三教指帰、中、院政初期点、21ウ) その二羽を「二隻」とする例もある。

○ 今年得大宰帥従二位弓削御浄朝臣清人等進「白雀一隻」。(続日本

紀、宝龜元年(七七〇)五月一日条)

○ 内蔵寮御服倉院松樹有「鳥巢」。鳥一雙棲宿。毎年生「五六子」。今春修「旧巢」。将「棲乳」。有「鷄一隻」。奪「鳥巢」。棲止生「鷄」。鳥鷄相闘。経「旬」不止。遂鷄戰勝矣。(日本三代実録、貞觀一八年(八七六)三月二九日条)

○ 近曾鷺鳥一雙返「給本主宇佐大宮司公信許」(云々)。(本朝世紀、康和元年(一〇九九)八月一六日条)

鳥類を対象とする「隻」は、少なくとも漢代には見えており、これは南北朝時代を経て唐・宋代等にも見えている。長屋王木簡以下の「隻」は、やはり、南北朝時代の前後、朝鮮半島經由で伝えられたのではなからうか。

次に、「翼」「羽」の例は次である。

○ 〇 東市買進上物 雉一翼 鮮鮒十隻 螺廿貝 右物付倭

・麻呂進上如前 天平八年十一月廿五日下午村主大魚(長屋王木簡、(340)・26・3 6019 U017)

○ 奏「神壽」。并献「白馬一疋。生雉一翼。高机四前。倉代物五十荷」。(続日本後紀、天長一〇年四月条)

○ 天皇於「神泉苑」放「雉」。獲「水鳥百八十翼」。(続日本後紀、承和三

年(二二月二二日条) 今日大宰大監藤原蔵規進「鷺二翼孔雀一翼」。(日本紀略、一二、長和四年二月二二日条)

「西大寺資財流記帳」(宝龜一一年(七八〇))にも「金銅鳳形四翼」と見え、『延喜式』にも「鷄二翼」と見える。但し、後者には、「鳳形」に「頭」も用いている。

- 天平八年七月十六日残銭 (略) / 八月九日鴨 (四羽) / 直 / 百文 (受六人国足) 又三羽直七十五文 (受国足) (略) (長屋王木簡、300・59・5 032)

中国側における「翼」につき、『物数称谓』(岡田挺之編)に引く、
 「鴻(舜水文集ニ)蜚鴻四翼」、「雞(通雅ニ)雞雌雄ヲ曰ニ一鬪」ト○翰墨雙璧ニ「雞二翼○舜水文集ニ鳥骨雞一對」鴨(翰墨雙璧ニ)鴨二翼」と
 いった例が参照される。但し、時代は下る。

「羽」については、『芸文類聚』に引く左記が参照される。

- 田俵子曰、少昊之時、赤鸞二羽而飛、集少昊氏之戸、遺其丹書(九、祥瑞部、一七一三頁)

しかし、長屋王木簡以下の「翼」「羽」は、和語「は」「はね」を表しているのかも知れない。

鳥類に「口」を用いた例は次である。

- 鸚鵡一口。鴿鴿一口。(前後略)(続日本紀、天平四年五月条)

新羅使の献上品で、全文は第三項の「驢」の条に引いた。「鴿鴿」は、八哥鳥、はちちょうという。共に鑑賞用の鳥であろう。

なお、鷹を「聯」で数えることがある。

- 白鷹一聯(肅州防戍都状、斯三八九号、八・九世紀、『敦煌社会経済文献献真蹟积録(四)』、四八七頁)

- 天皇献御馬四疋。鷹鷄各四聯。嗅鳥犬及御屏風。種々翫好物。(続日本後記、承和五年一月条)

右は、『類聚国史』にも見えている。用例は少なくない。こうした「聯」は、放鷹に用いる鷹・鷄等を数える時に使用される。

また、先に、卵を数える漢代の「枚」の例を挙げたが、鳥に「枚」の

使われなくなった唐代にも次がある。

- 司馬伯殊買「得鴨卵一枚」、非常珍重夜猶「未」食、夢曰此卵乃徐龍幼子清水郎君也、不「殺」得富殊、乃放之(雲仙雜記、七、唐馮贄撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、六七六頁)

日本にも「雞卵十枚」(延喜式)、「蘇曼所生卵十枚開成十男」(日本靈異記、下、一九)など見えるので、鳥の卵は、鳥の助数詞とは別に、むしろ、桃・鳥梅などの果実にも准じて考えらるべきかも知れない。

『皇代神宮儀式帳』に、「雞二羽(雄一/雌一)雞卵十九」(『群書類従』一、儀式、七七八頁)と見えるのも参考にならうか。

(九) 魚

中国古代には「枚」「頭」で数え、後には「隻」も用いた。但し、日本におけると異なり、魚名までわかることは少ない。

- 魚五枚(江陵鳳凰山八号漢墓竹簡、159)

- 固魚一枚(江陵鳳凰山一六七号漢墓木簡、86)

右は、干し魚の類であろうか。

- 出魚卅枚直百(居延漢簡、274・26A)

- 遣宜持魚一枚(馬圈灣出土漢簡、一四三二)

「侵」虐百姓「彊賦」於民。黃魚一枚。収「稻」一斛。百姓怨叛。(呉書、薛綜伝、『和刻本三國志(二)』、八四六頁)

右が「枚」の例であり、次が「頭」の例である。

- 出魚一頭(居延漢簡、80・22)

- 餘五千頭宮得魚千頭在呉夫子舍(復之海上不能備(以下

- 略) (居延漢簡、220・9)
- 鮑魚百頭 (居延漢簡、263・3)

これは、あわびをいうものであろうか。

- 時葉君借恩為就載魚五千頭到鱒得 (前後略) (居延新簡、破房二二三)

この資料では、牛に同様、「魚」に「頭」を用いた例が、他に六例もある。

劉世儒氏も次の二例を示された(九二頁)

- 子真表献金魚一頭。(南齊書、祥瑞志)

- 有大魚十二頭入会稽上虞江。(同、五行志)

唐代には、次の例がある。

- 三堆城 (中略)。水名、天池。〈在静楽縣界、(中略) 後魏孝文帝以金珠穿魚七頭放此池。(後略)〉(前後略) (諸道山河地名要略殘卷、伯二五一一号、唐代文書、『敦煌社会經濟文獻真蹟積録(一)』、七五頁)

歐陽詢の『芸文類聚』にも次が見える。

- 說苑曰、(中略) 対曰、臣見来道旁野民、持一頭魚、〔魚〕条、一六七二頁)

- 汝南先賢伝曰、(中略) 須臾有大魚数百頭、使人治之。(同、一六七二頁)

- 蕭広濟孝子伝曰、(中略) 於官得生鱗、截竹盛魚二頭、(同、一六七三頁)

唐末から宋代にかけては、「頭」の他に、「隻」の例も拾われる。

- 鳳去後人視^三其処有^二鯉魚重五六十斤者^一食余尚有^二数頭^一 (癸辛雜

- 識別集、下、宋周密撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四六、一四〇頁)

- 西蕃諸国通唐使処^二置銅魚雄雌相各十二隻^一皆銘^二其国名^一第一至^二十一^一雄者留^二内雌者付^二本国^一 (下略) (南部新書、二、宋錢易撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、一八九頁)

唐代以前、また、その前後において得られる助数詞(量詞)は以上である。劉世儒氏によれば、禽・獸を数える助数詞は、南北朝時代を経て、大體、「頭」から「隻」へ分化し、魚や蛇・龍は「頭」から「條(条)」に移るとされる(九〇〜九四頁、一一三頁)。

さて、日本の古代では、魚は、「口」、また、「隻」で数え、「頭」・「條」は用いない。

- 住吉郡交易進贄塩染阿遲二百廿口之中〈大阿遲廿口／小阿遲二百口〉 (長屋王木簡、219・21・6 031)
- 魚六口／八口 (下略) (長屋王木簡、SE4770井戸 (56)・(20)・3 6065 TG26)

- 三重郡黒鯛廿二口 (平城宮発掘調査出土木簡概報(十)』、DO24 011)

右は、「口」の例である。

- 越中国羽咋郡中男作物鯖壹伯隻／天平十八年「広椅／大庭」(平城宮出土木簡、『日本の美術9 〈木簡〉』〈昭和五四年九月、至文堂〉所掲図版、六四頁)

- 伊予国風早郡中男作物舊鯖式伯隻載籠 (平城宮出土木簡、同右)

- 人給所請 鯛肆拾隻 (海藻湯料／四月十五日巨勢ア諸成) (平城宮出土木簡 SD3410・SD1250溝)

- ×□□(鮒カ) 鮒十隻 右×(平城宮出土木簡)
- 多比 <多土郡九烈七隻宮> (長屋王木簡、111・18・4 032)
- 十七日豎子年魚八隻 <十八日春日大夫四隻>(略) (長屋王木簡、123・(42)・2 011)
- 天平八年七月十六日残銭 □一貫一百七十九文中鮒五隻直百文使乙猪知 / 高典又古鮒直五十文 (下略) (長屋王木簡、300・59・5 032)
- 鯖、鯛、鯛、鮎、鮒を「隻」で数えている。
- 長屋王木簡には、「東市買進上物 雉一翼 鮮鮒十隻 螺廿貝」との例もあった(前項)。
- 備前国言、邑久郡新羅邑久浦漂_二着大魚五十二隻_一。長二丈三尺已下、一丈二尺已上。皮薄如_レ紙、眼似_二米粒_一。声如_二鹿鳴_一。故老皆云、未_二嘗聞_一也。(続日本紀、天平一五年五月条)
- 鯛十八隻 <直三文> (絞往油雇人功食用銭等解、天平勝宝三年一月二八日、『正倉院文書二』、一八〇頁)
- 「隻」は、『延喜式』では、鮒、鯖、鯉、腹赤、鯛、鰻などを対象として用いられている。
- 大鯖九十隻 (神祇五、斎宮、一〇九頁)
- 楚割鮒三隻 (神祇五、斎宮、一〇九頁)
- 凡享日。在_二園韓神并春日大原野等祭之前_一。及与_二祭日相当_一。停用_二三牲及菟_一。代_レ之以_レ魚。其魚每_レ符令_レ進_二五寸以上鯉鮒之類五十隻鮮潔者_一。(大学、五一六頁)
- 内子鮒一隻 (主計上、六〇〇頁)
- 鮒六十四隻半 (大膳上、七六四頁)
- 鯉魚四隻 (陰陽寮、四四四頁)
- 腹赤乃御贄一隻 (宮内省、七五一頁)
- 干鯛六隻。干鰻卅隻。……甘鹽鯛四隻 (内膳司、八六五頁)
- その他から若干を引こう。
- 弟子受師語、至於紀伊国海辺買_二鰻八隻_一納小櫃而帰上 (日本書紀、下、『日本古典文学大系』、三三二頁)
- 底本は真福寺本で、語釈に「鰻 <名> 吉」とある。前田本の本文は「鮮鰻」とあり、これを「サハ」と読んでいる。ナヨシとは、ボラ科のボラの幼名イナの別称という。吉野から紀州まで、その幼魚八匹を買に行ったというのは不自然であるが、この「鰻八隻」は、後に「法花経八巻」に化するから、「鰻」は「鰻」(僧の墨染めの衣)に通じて用いられたものらしい。但し、『長屋王木簡』や『正倉院文書』以下によれば、ナヨシそのものは、古代から好んで食された魚である。
- 往年。有_レ人。送_二鮒魚数隻_一。其中有_二生鱗二隻_一。(慶滋保胤著、日本往生極楽記 <寛和元年 <九八五> 前成立>、『日本思想大系』、五〇九頁)
- 人別白米三斗・干魚卅隻 (小右記、寛仁三年 <一〇一九> 八月一日 <三日条裏、七月一三日条に掲出、一八一頁)
- 村上御記云、(中略) 又以_二次カ所_一求得_二大(金カ)銅魚形二隻(中略) 金銀銅魚符契合 九隻 (中略) 銅魚形卅余枚、合_レ前惣七十四枚 (下略) (小右記、寛弘二年 <一〇〇五> 十一月十七日条)
- 右は、「村上天皇宸記」として『歴代残闕日記』にも納められている。この「隻」は、魚形(魚符)と、それが金属製品であることとのいずれかを数えたものか分からない。「隻」は、箭、針、釘、鏝、笏などを対象

動物を数える助数詞(三保)

として用いられる助数詞でもある。

劉氏は、魚を「隻」で数えることにつき、何の言及もなされず、用例も示されていない。唐以前における「隻」の用例は、少なかつたのであろう。あるいは、魚を「隻」で数えるのは、大勢には至らず、「條(条)」が主流を占めていったのかも知れない。

日本における魚を数える「隻」は、八世紀に入るか入らないかの頃、中国、唐代における用法が伝わったものであろう。その当初は、鯖、鯛、鯛、鮎、鮭、鯉、腹赤、鯛、鱒、鮒、鮒、鮒など、種々の魚類を対象としている。後の鎌倉時代でも、鯉、鮒、生鯛、干鯛、鮎、鮎、鮎などに「隻」を用いた例があるが、取り分け、鮎については、比較的后世(室町時代)まで「隻」を用いたようである。しかし、この間、用字は「尺」に変わり、また、「喉」に転じてもいったらしい。

○ 一、請以凡絹一疋宛鮭五焦辨濟納官封家濟物事(勘仲記、弘安一〇年(二二八〇)七月二三日条)

この「焦」字の右傍に「喉カ」とある(『史料大成』、二、二〇四頁)。他所にも同様の例がある(二〇七、二〇八頁)。転写時の筆であろうが、「焦」が「隻」に復元されず、「喉カ」と注記されたところに、「隻」が忘れられ、「喉」が優勢となっていたことがわかる。

日本では、古来、魚介類を食することが多く、その助数詞には多種多様なものがある。用法についても、日本独自の展開が見られるが、これら後代の状況については別途に述べよう。

なお、日本では、一般の魚に「頭」を用いることはないが、亀については、次の例がある(この他、後の『実隆公記』に「干鮪」を数えた例がある)。

○ 河内国司言。右京人尾張王。於_二部内古市郡古市里田家庭中_一。得_二

白亀一頭。長九分。闊七分。両目並赤。(続日本紀、天平一七年一〇月条)

中国にも次のようにあるとされるから(劉世儒氏、九二頁)、本来的な用法であろう。

○ 休安陵獲玄亀一頭。(南齊書、祥瑞志)

しかし、日本では、また、亀に「枚」を用いた例もある。こうした「白亀」も祥瑞とされる。

○ 於_二同郡(豊後国大分郡)寒川石上_一。獲_二白亀一枚_一。(続日本後紀、承和一五年六月三日条)

○ 於_二郡下川会郷英多河石上_一。獲_二白亀一枚_一。又(中略)於_二郡下石生郷雄神河_一。獲_二白亀一枚_一。(日本文徳天皇実録、嘉祥三年八月一日条)

また、貝につき、先に『長屋王木簡』に、「螺廿貝」(既出)と見えたが、類例として次がある。

○ (鮑カ) (貝カ) (長屋王木簡、SD4756溝、(144)・(21)・2 6039 TPB11)

『日本霊異記』に「汝贖放之蠺十貝也」(巻中)、『兵範記』に「蒸鮑仟貝」(保元二年八月六日)などに見えるのも同用法だが、中世以降になると、「貝」は、香・薬を対象とする助数詞となる。

(一〇) 猪・豚

中国では、猪・豚の類は「頭」で数える。

○ 故玉純二頭（南昌吳心墓簡牘、西晉〈二六五〉三二六〉初期）

「猪」は「豚」「豚」に同じ。「二頭」は一雙、一對を意味する。これは、江西省南昌市におけるものだが、トルファンの麴氏王朝時代（六世紀七世紀前半）の墓葬から出る随葬衣物疏にも、「玉純一雙」と見える。墓主の手に玉純を持たせて豊かさを象徴し、口に蟬を含ませて再生を願ったという。

○ 九州春秋曰、（中略）成釀五六斛酒、獮得二十餘頭猪、未一飲食一先持半猪五斗酒、自入詣布前跪言（下略）（魏書、呂布伝、『和刻本三國志（一）』、一七二頁）

○ 輅曰、当有老公一徒東方来、携豚二頭酒一壺、（魏書、管輅伝、『和刻本三國志（二）』、五六一頁）

○ 因見屠者馭猪百餘頭。（統高僧伝、一六、『大正新脩大藏経』、五〇、五五五頁）

○ 先告寺曰。明当兵至。可辦食具。并大猪一頭。（統高僧伝、二五、同、六六〇頁）

○ 嘗於龕側村中。縛猪三頭。将加烹宰。安聞往得贖。社人恐不得殺。（統高僧伝、二七、同、六八二頁）

○ 普安の伝で、同一字句が『神僧伝』卷五（同、九八〇頁）に見える。

○ 可具大能猪五頭（南部新書、一〇、一一オ、宋銭易撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、小説家類、二六〇頁）

○ 日本では、『長屋王木簡』に「猪足一本猪皮一枚」と見えるが、『延喜式』には次のようにある。

○ 三牲。（中略）右六衛府別大鹿。小鹿。豕各一頭。（大学寮、五一六頁）

○ （釈奠三牲）大鹿。小鹿。猪各一頭。（左右近衛府、九五七頁）

この猪・豚、また、以下の象、鹿、兔、鼠などの場合は、中国古代における「頭」の用法がそのまま日本にも見えるようである。

なお、猪の頭を「枚」で数える。これは、鳥の卵や果実などを「枚」で数えるのと同様であろうか。

○ 婺州有僧嗜猪頭一噉数枚（俗号猪頭和尚）（泊宅編、中、宋方勺撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四、五二二頁）

（二一）象

象は、「頭」、及び、「隻」で数える。

『芸文類聚』に次のように見える。

○ 江表伝曰、孫權遣使詣獻馴象二頭、魏太祖欲知其斤重、（九五、獸部、一六四三頁）

○ 王施大象一頭金銀錢数万。法師受象。不受錢等。（大唐故三藏玄奘法師行狀、『大正新脩大藏経』、五〇、二二七頁）

○ 関連して、次の例のあること、先に記した（第二項「騾」）。

○ 象一頭。騾十頭。馬四疋。（三藏法師伝、五三〇頁）

○ 劉世儒氏は次を示し、これらの「頭」は、現代語では「箇」に移り、または、「一隻象」というとされる（九二頁）。

○ 象三頭度蔡州暴稻穀及園野。（宋書、五行志）

○ 銅象一頭（東寺宝藏焼亡日記、長保二年十一月二六日、但し、文治三年十一月一七日の写し、『平安遺文』、二、五三二頁）

- 四頭象也(高山寺藏如法尊勝法次第、宝治元年(一一四七)仁真筆) 中世に下り、次のような「疋」の例があるが、本文に問題があろうか。
- 同十五年六月廿二日に南蛮船著岸。帝王御名垂烈進卿。番使使臣。〈問丸／本阿〉彼帝より日本の国王への進物等。生象一疋。〈鬼〉。山馬一隻。孔雀二對。鸚鵡二對。其外色々。(若狭国今富名領主次第、応永一五年(一四〇八)六月二日条、『群書類從』、五〇、三五二頁)

(一一) 鹿

- 中国には、劉世儒氏によれば、次の例があるとされる(九一頁)。
- 望蔡縣獲白鹿一頭。(南齊書、祥瑞志)
- 亮野村獲白鹿一頭。(同右)
- 鹿は、のろ、のろしか、くじかという。
- 白鹿は祥瑞とされ、『芸文類聚』にも次のような例がある。
- 晉起居注曰、太元十六年豫章太守范寧獻白鹿一頭、二十年荊州送白鹿、晉朝白鹿數見諸郡(九九、祥瑞部、一七二五頁)
- 晉王述上白鹿表曰、所領阮藻之江寧縣界、得白鹿一頭、毛色潔素於其類、信斯誠之嘉祥也(九五、獸部、一六五〇頁)
- 釈慧約(中略)、約復至常所獵処、見麋鹿數十頭、騰倚隨之。(統高僧傳、六、『大正新脩大藏經』、五〇、四六八頁)
- 末尾の「之」字は、宋・元・明の三本や『神僧傳』(四、九七二頁)では「船」字となっている。
- 次は、「鹿角」を数えた例である。

- 各有鹿角一頭(『吐魯番出土文書』①、阿斯塔那222、B被符責取鹿角文書、北涼玄始一二年(四二三)頃)
- 唐代には、「箇」を用いた例もある。

- 紅繡氈老領、内有鹿肆箇(某寺交割常住什物点檢曆、伯四九〇八号、庚子年(九四〇或一〇〇〇)、『敦煌社会経済文献真蹟积録(三)』、三五頁)
- 類例もある(斯四二一五号、三七頁)

日本には、「頭」の用例がある。

- 去歲得伊予国守從五位上高円朝臣広世等進白鹿一頭。(統日本紀、宝龜元年五月一日条)
- 美作国貢白鹿一頭。色均霜雪。(日本文徳天皇実録、天安元年二月二日条)
- 定客徒可入京日。并蕃客入京之間可聽着禁物。召仰滝口右馬允藤原邦良等。見客在京之間。毎日可進鮮鹿二頭事。(扶桑略記、二四、延喜一〇年三月二日条、一九三頁)
- 渤海客を迎えた時の記録である。
- 『延喜式』に「大鹿。小鹿。猪各一頭。」(三牲)と見えること、第一項に記した。
- 参入之間、興福寺東北辺鹿二十頭迎來、(中略)退出之時、又四五頭自二鳥居辺至于一鳥居辺云々、(山槐記、治承三年二月八日条)
- こうした「頭」は、中国の南北朝時代前後、朝鮮半島を経て日本に伝えられたものではあるまいか。
- 後の和文資料にも次のように見えるが、同時に「疋」も見えている。

水面下では、「疋」の進出が甚だしかったのであろうか。

○ 鹿六十頭、膝をおりて地にふして、上人をうやまひけり。(古今著聞集、二、『日本古典文学大系』、一〇〇頁)

○ おほきなる妻鹿一疋ふしたりけり。(同右、二〇、同『大系』、五二八頁)

「鹿角」については次の例がある。

○ 七丁席一帳。苫一張。鹿角一頭。鳥羽一隻。砥一顆。(賦役令)

正丁七人の賦課量である。

○ 鹿角三頭。(延喜式、神祇一、一八頁)

なお、『日葡辞書』では、鹿(五匹まで)は「かしら」、『書言字考節用集』では、猪・鹿を「かしら」と数えるといい、クルチウスの『日本語文典例証』にも、助数詞を解説する条に次のようにある。

○ カシラ、kasira、頭。牡鹿、豚に用いる。Sika mi kasira、または mi kasira no sika、三頭の鹿。(一二〇頁)

(一二) 兔

中国には、劉世儒氏によれば、次の例があるとされる(九二頁)。

○ 丹陽縣獲白兔一頭。(南齊書、祥瑞志)

日本では、次のような例がある。

○ 其三応停六府送兔輪転令送乾兔二頭事。(日本三代実録、仁和元年十一月一日条)

○ 凡六衛府輪転所進積奠祭醢料。兔一頭。(延喜式、大膳上、七六六頁)

○ 並丙日送大学寮。兔二頭。〈醢料。〉(延喜式、左右近衛府、九五七頁)

(一四) 鼠

中国、唐代には、次の例がある。

○ 服_レ布乞_レ食。鉢中之餘飼_二房内鼠_一。百餘頭皆馴擾争来就_レ人。(続高僧伝、一七、『大正新脩大藏経』、五〇、五六〇頁)

劉世儒氏も、次の例があるとされる(九二頁)。

○ 山中養鼠數十頭。(南齊書、杜京産伝)

日本では、『長屋王木簡』が参照される。

○ 左京職 進鼠廿頭

・ [] / 少進正七 位上勲十二等春日藏首

「大市」(長屋王木簡、204・(20)・6 081)

○ 左京職 進_レ鶏一隻 馬安三村_レ雀二隻 鼠一十六頭

・ 天平八年四月十四日 / 從六位上行少進勲十二等百濟王

「全福」(長屋王木簡、199・35・4 011)

○ 左京職 進_レ雀廿五隻 / 鼠一十九頭(裏面略、「天平八年」)

「全福」(長屋王木簡、200・35・4 011)

次は、祥瑞として見えるものであろう。

○ 大率少式從五位下橘朝臣高宗献_二白鼠一頭_一。(日本文徳天皇実録、仁寿二年二月二日条)

鼠には、また、「隻」も用いられている。

○ 右京進 鼠卅隻 雀十 四月八日(長屋王木簡、364・46・5)

011)

○ 左京職進鼠式拾老隻(裏面略、「天平八年」)「石別」(長屋王木簡(240)・(20)・4・5 081)

長屋王邸には鷹所が置かれ、鷹狩りの鷹が飼育されていた。『新修鷹経』によれば、鶏・馬・雀・鼠は、その餌である(田中琢著『古都発掘』、岩波書店、一八七頁)。

(一五) その他の動物

以上、主な動物について述べてきた。その他、目に入った用例として次がある。参考までに挙げておき、以後、補充に努めたい。

〔虎・狼・狐・豹・豺〕

○ 魏名臣奏載柔上疏曰、(中略)其中有「虎大小六百頭」、狼有「五百頭」、狐萬頭(中略)是為「六百頭虎」、一歲食「七萬二千頭鹿」也、(魏書、高柔伝、『和刻本三國志(一)』、四八一頁)

右は、虎・狼・狐・鹿を「頭」で数えている。

劉世儒氏も次の例を示される(九一頁)。

○ 上幸西苑、親射虎三頭。(魏書、世祖紀)

唐令(開元雜令)に、次のようにある。

○ 開元令諸有「猛獸」之処、聽「作」檻射高等、得即送「官」、每「一頭」賞「絹四疋」、捕「殺豹及狼」、每「一頭」賞「絹一疋」、若在「監牧内」獲者、各加「一疋」、其「監牧内獲」豹、亦每「一頭」加賞「絹一疋」、子各半之、信乎長安上林近南山諸獸備矣(南部新書、九、一〇ウ、宋錢易撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、小説家

類、二四八頁)

右は、仁井田陸著『唐令拾遺』に収められていない。また、『大唐六典』卷七、虞部(一九八〇年一月、中文出版社、一六四頁)では、「頭」字が三例とも存しない。しかし、池田温執筆「中国古代の猛獸対策法規」(『律令制の諸問題 瀧川政次郎博士米寿記念論集』、昭和五九年五月、汲古書院、六一九頁)では、このまま「唐令」として認められている。但し、「其監牧内獲豹」の「豹」は、『大唐六典』に「豺」字とあり、右はこれによって校訂すべきだとされる(大津透執筆「大谷・吐魯番文書復原二題」、『東アジア古文書の史的研究』〈唐代史研究会、一九九〇年九月〉所収、九三頁)。

これは、猛獸等を捕らえた場合の褒賞の規定で、猛獸(虎)一頭には絹四匹、豹・狼、また、監牧内の豺(やまいぬ)には絹一匹、それぞれの子供には各半分を賞得させるとある。

○ 君不聞寧逢三千頭狼、(敦煌汜氏家伝殘卷、斯一八八九号、唐代、『敦煌社会經濟文献真蹟積録(一)』、一〇七頁)

〔猫〕

○ 連山張大夫搏好「養」猫兒、衆色備有、皆自製「佳名」每視事、退至「中門」、數十頭拽「尾」延「脰盤」蹠入、以「絳紗」為「幃聚」其内、以為「戲」、或謂搏是猫精(南部新書、七、一〇ウ、宋錢易撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、小説家類、二二七頁)

〔猿〕

○ 釈僧林。吳人。(中略)素來無「猿」。自「林栖託」已來。便有「兩頭」依「林」而住。有「初見者」云度「水」來。及「後林出」山門。「猿還」洄度。(統高僧伝、二五、『大正新脩大藏經』、五〇、六四六頁)

猿も「頭」で数える。だが、「枚」を用いた例もある。

- 商山隱士高太素（中略）毎_レ至_二一時_一即有_二猿一枚_一詣_二亭前_一鞠_レ躬而啼、不_レ易_二其候_一、太素因目_レ之為_二報時_一、猿其性度有_レ如_レ此（開元天寶遺事、三、五代王仁裕撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四一、八五七頁）

〔蛇・龍・蛇醫〕

- 時又久旱。自_二正月_一至_二六月_一。虎遣_下太子詣_二臨漳西釜口_一祈_上雨。久而不_レ降。虎令_二澄自行_一。即有_二白龍二頭_一降_二於祠所_一。其日大雨。方數千里。其年大収。（高僧伝、九、梁慧皎撰、『大正新脩大藏経』、五〇、三八五頁）

龜茲国出身の仏図澄（二二一〜三四一年）の伝で、『神僧伝』一にも同文が見える（九五三頁）。虎とは、後趙皇帝石虎をいう。

第九項（魚）にも触れたが、劉世儒氏は、次の例を示して、蛇・龍・魚は、「頭」から分化して、現代語では「條」を用いるとされる。

- 王病服之、下蛇十餘頭。（金樓子、説蕃篇）
- 有白龍三頭降於祠所。（高僧伝、神異篇）
- 蛇には、「枚」を用いた例もある。

○ 吐蛇一枚。（魏書、華佗伝、『和刻本三國志』一〇、五五一頁）

- 王彦威鎮汴之二年（中略）李醉曰可_レ求_二蛇醫四頭_一十石甕_二、每甕_レ以_レ水浮_二蛇醫_一、覆_二以_二木蓋_一密_レ泥_レ之（下略）（南部新書、六、三才、宋錢易撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四一、小説家類、二二四頁）

〔蛇醫〕は、トカゲ、ヤモリの類であろう。

〔人〕

人を数える助数詞には「人」「口」「員」などがあるが、「頭」を用いることもある。

- 寺足_二淨人_一無_レ可_レ役者_一。乃選_二取二十頭_一。令_レ学_二鼓舞_一。每_レ至_二節日_一設_二樂像前_一。（統高僧伝、二九、『大正新脩大藏経』、五〇、六九七頁）

以上には、虎、狼、狐、豹、豺、猫、猿、蛇、龍、また、人などを「頭」、及び、「枚」で数える例を挙げた。

これらにつき、日本では、次のような例がある。

〔狐〕

- 承平の比、狐數百頭、東大寺の大仏を礼拝しけり。（古今著聞集、二〇、『日本古典文学大系』、五一〇頁）
- 但し、この作品には、次の例もある。

- 狐一疋_{（きたり）}来て供物等をくひけり。（同、六、二二四頁）
- 老狐の毛もなきが一匹あり。（同、一七、四七〇頁）
- 仁和寺にて、夜本寺の前を通る下法師に、狐三（つ）飛びかゝりて食ひつきければ、刀をぬきてこれを防ぐ間、狐二疋をつく。（徒然草、下、『日本古典文学大系』、二六六頁、正徹筆本「狐二疋を」）

〔猿〕

- 清滝川のかみに大なる猿面三匹ありけるが（古今著聞集、二〇、四七〇頁）
- 一疋のさる、しにたるをつく〜とまもりて（同、二〇、五二七頁）

〔猫〕

- 朕閑時、述猫消息曰、驪猫一隻、大宰少弐源精、秩滿来朝所献於先帝、愛其毛色之不類、云々、（宇多天皇御記、寛平元年二月六日条、

『続々群書類従』記録部、明治四二年、七頁)

右は、和田英松氏が、『河海抄』(若菜上)によって増補・校訂された箇所に見える。

この他、『正倉院文書』、奈良時代・平安時代寺院縁起資財帳などには、伎楽面、吳楽面の「師子」「師子形」「高麗犬」「高麗帽子」を「頭」で数えている。

平安時代や鎌倉時代以後の文字資料には色々な動物(類)が登場してくる。これらについては改めて検討したい。

おわりに

動物を数える助数詞につき、中国の古代と日本のそれとの関わりを見てきた。日本において、まとまって文字資料が得られるのは、やはり、七世紀末以降を待つしかない。だが、七、八世紀の時分、動物を数える助数詞は、既に、単純一様ではなかったようである。また、古代の文献に登場する動物は、どうしても特異な存在として記録されたものが多い。外国から貢上された馬、驃、驢、駱駝、羊、犬・狗、鳥など、また、祥瑞とされた鹿、鼠、亀などがそれである。こうした中において、平城京跡や長屋王邸宅跡などから出た木簡には、日常的な存在としての動物、犬、鳥、魚、鼠などが登場する。日常的な動物を数える時、助数詞は、より複層的な様相を呈するようである。

さて、日本における「隻」の趨勢、『日本書紀』の「狗」など、更に調査を要するものはあるが、右に見た助数詞の殆どは中国古代に用例を求めることができる。それらの助数詞の源流は、まず、中国古代にある

と違って相違ないであろう。

しかし、その源流となった時代・地域など、また、日本に流れ来た経路、それに要した時間等々については、更に、検討を要する。より多くの資料を求め、詳細に分析していかねばならない。

中国古代の助数詞(量詞)を観察する時、意外に思われるのは、「匹(疋)」が後代以上に広く用いられていることである。即ち、古くから、「匹」は、もっぱら馬を数える助数詞とされ、他の動物には用いられないとされてきた。この度の調査でも、馬には、まず、一貫して「匹(疋)」が用いられていることが確認できた。馬は、古代より軍事・耕作・運輸・通信、儀式・贈遺等に最も有用な動物とされてきた。その馬に「匹」が用いられるなら、他の動物には、むしろ、これを用いることが許されないような状況もあったかも知れない。日本でも、文字文化の導入されたその時分から近世の頃まで、特に形式ばった場面などでは、「匹」は、馬の専用的助数詞であった。

ところが、漢代、あるいは、三〜四世紀以前には、その「匹」は、馬だけではなく、驢、駱駝、牛にも使用されているのである。これは何と解釈されるか。そもそも「匹」はどのような用法にあったのであろうか。この「匹」という字については、その意味・用法、字音など、今日、なお、不審な点がある。その助数詞用法も含め、素直な目で検討し直す必要があるようである。

「匹」が馬の専用的助数詞となるにつれ、他の動物(驢、駱駝、牛)は「頭」で数えるようになる。この分担・分化は三〜四世紀以後から顕著になっていくようであるが、牛や猪・豚など、早く漢代からその傾向下にあるものもある。

「頭」は、各種の動物に広く用いられているが、三、四世紀以後、羊は、「頭」から「口」へと移る。「口」は、まれに馬、牛、鹿にも使用され、日本では、犬、魚、鳥にこれを用いることがあった。早くから羊に「口」が用いられたのは、羊は、草を舐め尽くすように草を食するといふ、その食性に一因があったのかも知れない。

漢代には、「枚」「隻」の用例も見える。これらは「頭」が出回る前の状況を伝えるものであろう。就中、「隻」は、「鳥一枚也」（説文）と解かれるように、元は鳥を意味する普通名詞である。その助数詞（量詞）用法が、鳥を対象として、早くも漢代に見え、これが日本にも伝わっているのである。

劉氏によれば、魏・晉、南北朝時代を経て、動物を数える助数詞（量詞）は、大きく「頭」から「隻」へ（虎、鹿、兎、鼠、狗、狼、狐、象、禽類、昆虫類など）、一部は「口」（猪、豚、羊）や「條」（狗、蛇、龍、魚）へ移動していくとされる（九〇～九四頁）。しかし、見て来たように、こうした趨勢は、日本側にそのまま伝わっていないようである。少なくとも、明確な脈絡があるとは認めにくい。鳥の場合を除けば、魚、及び、鼠（長屋王木簡）に「隻」が用いられている程度であり、これといった動物は「頭」のままである。これは、日本語の助数詞の年代的性格を考える上で看過できない問題である。

また、日本側の問題として注意されることの一つに、『日本書紀』の助数詞用法がある。即ち、この資料では、驢、駱駝を数えるのに「匹」と「箇」を用いている。唐代における当代的な助数詞ならば、まず、「頭」を使うところであるが、ここでは何故、「匹」が用いられているのであろうか。この年代には、既に、用いられていないはずの用法である

う。この驢と駱駝とは百済からの貢物である。あるいは、貢物に添えられた国書・目錄等にあった用字をそのまま用いたのであろうか。とすれば、百済にはこうした古い用法が行われていたのであろうか。関連して、『続日本紀』には、ラバを「一疋」と数える例があった。これは新羅からの貢物であり、ここにも、やはり、同じようなことが考えられるのである。

『日本書紀』では、羊の場合も不審である。右のように、唐代には、羊は「口」で数えられている。『日本書紀』は、何故、「頭」を用いたのであろうか。これも百済からの貢物である。犬を数える「狗」についても不審がある。これは新羅からの貢物である。

問題を解く鍵は、この編纂者達の漢字・漢文能力の年代性にあるかも知れない。『日本書紀』をひもとくと、六、七世紀の頃、日本が百済や新羅などの半島文化と密接に関わり合っていたことがよくわかるが、こうした史書、外交文書、仏教・学問などに従事したのは、大体、推古朝（五九三～六二八年）までは殆ど帰化人であったとされる（馬淵和夫著『上代のことば』、至文堂、五二頁）。思うに、この帰化人集団によって、ひいては、その母国において継承され、育まれていたのが、古色を帯びた、そうした「匹」や「頭」の助数詞用法でなかったらうか。因に、驢、駱駝に「匹」を、羊に「頭」を用いているのは巻二二・推古紀、犬に「狗」を用いているのは巻一九・天武紀下であり、これらは仮名用法のβ群と称されるグループに入る。

一方では、また、驢、駱駝を数えるのに「箇」が用いられているものも注意される。『日本書紀』では、「箇」がよく用いられ、延べ三七例も見えている。その内、一七例が巻一に集中している、というより、三〇例

が仮名用法のβ群と称される巻に偏在しているから(α群には七例)、β群が好んでこれを用いたようである。しかし、驢、駱駝、即ち、動物を数える「箇」は、α群の巻二六・斉明紀に見える。α群の仮名表記者は中国人とされる(森博達執筆「日本語と中国語の交流」、『日本の古代14ことばと文字』、中央公論社、一六一頁、他)。従って、『日本書紀』におけるこの用法は、右とは逆に、至って斬新な当代的なものであったと推測される。斉明紀には、「両箇蝦夷」(二例)、次の天智紀には「両箇鑰匙」(巻一七)、持統紀には「鑰九箇・木印一箇」(巻三〇)とも見える。これでα群の七例全てとなるが、やはり当代的な用法下にあるものであろう。

動物に「匹」を用いる巻には「箇」は見えない。これは、偶然によるものか、人為によるものか、目下、定かでない。

本稿は、中国古代と日本古代とのつながりを探ろうとしたものである。動物を数える助数詞(量詞)のその後については郭明昆氏「華語における形体觀念」(『東洋思想研究』第五、一九五三年〈昭和二十九年〉七月、三八八〜三九四頁)、また、近年の文法書、方言調査書などが参照される。

〔付記〕

本稿で用いた資料の内、「六国史」「延喜式」「扶桑略記」「日本紀略」「本朝世紀」「百鍊抄」「類聚国史」は『新訂増補国史大系』、『御堂関白記』、『小右記』、『後一条師通記』は『大日本古記録』、『兵範記』、『山槐記』、『勳仲記』は『史料大成』、『中右記』は『増補史料大成』、『実隆公記』

は『史料纂集』、『日本靈異記』、『源平盛衰記』、『太平記』、『古今著聞集』、その他の古典は『日本古典文学大系』による。この他、中国漢代前後の簡牘類からトルファン文書・敦煌文書等における用例については、これまでの拙稿によるが、煩瑣になるので、この詳細は省略する。